

第2章 組織・運営

○沖縄県立看護大学教授会規程

(平成 11 年 4 月 15 日)

[沿革] 平成 19 年 4 月 1 日 改正

平成 21 年 11 月 18 日 改正

平成 22 年 7 月 21 日 改正

平成 27 年 1 月 21 日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学則（平成 11 年沖縄県規則第 24 号）第 8 条第 4 項第 3 号及び第 6 項の規定に基づき、沖縄県立看護大学教授会（以下「教授会という。」）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、教授会の構成員に特任教授、准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事。
- (2) 学位の授与に関する事。
- (3) 学則、学内諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 教員の人事に関する事。
- (5) 学生の表彰、懲戒及び除籍に関する事。
- (6) 教育課程の編成に関する事。
- (7) その他教育研究に関する重要な事。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる事ができる。

(会議)

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ学長が指名する教授がその職務を代行する。
- 3 教授会は、原則として、毎月 1 回定例に開催する。
- 4 学長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、臨時に教授会を招集しなければならない。

(定足数及び議決方法)

第5条 教授会は、構成員（休職及び育児休業中の者を除く。）の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(各種委員会)

第7条 教授会に各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 教授会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、次回開催の教授会に議決の要旨を報告する。

3 議事録は、議長が保管し、構成員の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、議長の指揮を受け、事務局長がこれに当たる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成11年4月15日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。